

2011年11月28日

公益財団法人地球環境産業技術研究機構

公益財団法人への移行について

財団法人地球環境産業技術研究機構は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)に基づき、公益財団法人への移行認定を内閣府に申請いたしましたが、このたび内閣総理大臣より11月25日付で公益財団法人への移行認定を受け、12月1日付で公益財団法人地球環境産業技術研究機構に移行します。

当財団法人は、地球環境問題の解決を図るため、革新的な環境技術の開発等を国際的に推進する中核的研究機関として設立されており、この移行を機に、別添の役員新体制のもと、これまで以上に公益性の高い研究事業を行うべく邁進して参る所存です。

今後とも、皆様のご支援ご協力をたまわりますよう賜りますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

なお、所在地、電話番号等連絡先については、変更ございません。

以上